

『文化財と技術』

第7号

＜特集 ヤマト王権と地域王権／技術の繋がり＞

- 第一部 ヤマト王権と地域王権／技術の繋がり
- 鈴木勉 三角縁神獸鏡製作地論と古墳時代研究
- 前田亮 技術と継承 ―その繋がり―
- 福井卓造・鈴木勉 ヤマト王権と地域王権の確執
―遅らされた技術移転「冶鉄技術」―
- 上栴武 岡山県猿喰池製鉄遺跡の製鉄炉と技術継承論
- 李東冠・武末純一 百済の鉄と製鋼技術に関する試論
―梯形鑄造鉄斧を中心に―
- 金跳咏 東北アジアにおける鉄器文化の到来と限冶供鉄政策
- 鈴木勉・金跳咏 新山古墳・大成洞古墳群 88 号墳出土
金銅製帯金具などの円文たがね
- 第二部 古代東アジアの装飾技術
- 沢田むつ代 古墳出土の鉄刀と鉄劍の
柄巻きと鞘巻きの種類と仕様の事例
- 金字大 新羅における垂飾付耳飾の系統と変遷
- 李漢祥 皇南大塚北墳嵌玉腕輪の製作工程と製作地
- 金跳咏・鈴木勉 皇南大塚北墳出土「夫人帯」銘銀製帯金具の線彫り技術について
- 鈴木勉 朝鮮半島三国時代の彫金技術 その 15～19
- その 15 国立慶州博物館・菊隠 collection 大刀の双連珠凸魚々子文
―藤ノ木古墳出土鞍金具の出自を求めて―
- その 16 天安龍院里出土龍文環頭大刀の金板圧着技法とは
- その 17 李漢祥「陝川玉田 M3 号墳龍鳳紋大刀の
環部製作工程」への批判
- その 18 慶尙南道 咸陽郡 白川里 1 号出土大刀のうろこ文の打ち出し
- その 19 全北高敞郡雅山面鳳德里古墳群 1 号墳出土飾履の
製作技術の疑問
- 第三部 復元研究報告
- 鈴木勉 群馬県山王金冠塚金銅製冠の復元 4～6
- 4 新羅の出字形冠 その 2
- 5 林堂洞 7 A 号墳金銅製冠
- 6 林堂洞 7 C 号墳金銅製冠
- ＜付録＞
- 鈴木勉 三角縁神獸鏡の仕上げ加工痕と製作体制
(『河上邦彦古稀記念論集』2015 年より転載)

『文化財と技術』第7号 目次

<特集 ヤマト王権と地域王権／技術の繋がり>

第一部 ヤマト王権と地域王権／技術の繋がり

三角縁神獸鏡製作地論と古墳時代研究	鈴木 勉	5
技術と継承 ―その繋がり―	前田 亮	10
ヤマト王権と地域王権の確執 ―遅らされた技術移転「冶鉄技術」―	福井卓造・鈴木勉	32
岡山県猿喰池製鉄遺跡の製鉄炉と技術継承論	上 梶 武	40
百済の鉄と製鋼技術に関する試論 ―梯形鑄造鉄斧を中心に―	李東冠・武末純一	63
東北アジアにおける鉄器文化の到来と限冶供鉄政策	金 跳 咏	78
新山古墳・大成洞古墳群 88 号墳出土 金銅製帯金具などの円文たがね	鈴木勉・金跳咏	101

第二部 古代東アジアの装飾技術

古墳出土の鉄刀と鉄剣の柄巻きと鞘巻きの種類と仕様の事例	沢田むつ代	111
新羅における垂飾付耳飾の系統と変遷	金 宇 大	143
皇南大塚北墳嵌玉腕輪の製作工程と製作地	李 漢 祥	180
皇南大塚北墳出土「夫人帯」銘銀製帯金具の線彫り技術について	金跳咏・鈴木勉	197
朝鮮半島三国時代の彫金技術 その 15～19	鈴木 勉	205
その 15 国立慶州博物館・菊隠 collection 大刀の双連珠凸魚々字文 ―藤ノ木古墳出土鞍金具の出自を求めて―		
その 16 天安龍院里出土龍文環頭大刀の金板圧着技法とは		
その 17 李漢祥「陝川玉田 M3 号墳龍鳳紋大刀の環部製作工程」への批判		
その 18 慶尙南道 咸陽郡 白川里 1 号出土大刀のうろこ文の打ち出し		
その 19 全北高敞郡雅山面鳳德里古墳群 1 号墳出土飾履の製作技術の疑問		

第三部 復元研究報告

群馬県山王金冠塚金銅製冠の復元 4～6	鈴木 勉	223
4 新羅の出字形冠 その 2		
5 林堂洞 7 A 号墳金銅製冠		
6 林堂洞 7 C 号墳金銅製冠		

<付録>

三角縁神獸鏡の仕上げ加工痕と製作体制 (『河上邦彦古稀記念論集』2015 年より転載)	鈴木 勉	233
--	------	-----

第一部 ヤマト王権と地域王権／技術の繋がり

三角縁神獸鏡製作地論と古墳時代研究	鈴木 勉	5
技術と継承 ―その繋がり―	前田 亮	10
ヤマト王権と地域王権の確執 ―遅らされた技術移転「冶鉄技術」―	福井卓造・鈴木 勉	32
岡山県猿喰池製鉄遺跡の製鉄炉と技術継承論	上 梶 武	40
百済の鉄と製鋼技術に関する試論 ―梯形鑄造鉄斧を中心に―	李東冠・武末純一	63
東北アジアにおける鉄器文化の到来と限冶供鉄政策	金 跳 咏	78
新山古墳・大成洞古墳群 88 号墳出土 金銅製帯金具などの円文たがね	鈴木 勉・金跳咏	101

三角縁神獸鏡製作地論と古墳時代研究

鈴木 勉

1. 前方後円墳体制論と鉄

三角縁神獸鏡の製作地論争については、1980年代から1990年代にかけて活発に行われた。その経緯は1993年岸本直文の「三角縁神獸鏡研究の現状」によって報告されている¹。岸本は自らは三角縁神獸鏡の図像文様の型式学的検討から、三角縁神獸鏡下賜説に依っているようであるが、この解説では、中国製説、日本製説、朝鮮半島北部製説をいずれも決定的な証拠が存在せず今後の継続的な研究の必要性を説いている。ところが、これより2年前の1991年、都出比呂志による「日本古代の国家形成論序説—前方後円墳体制の提唱—」が『日本史研究』誌上に掲載されていた。都出は、

「さて（倭国）乱の収束期と石器の完全消滅期とが一致することを重視すれば卑弥呼の登場した三世紀には鉄素材の流通機構に大きな変動が生じたと考えてよい。卑弥呼をいただく政治中枢は「弁辰鉄」に象徴される朝鮮南部の鉄原料の流通ルートの掌握において優位性を確立し、そのことを有力なテコとして日本列島の諸勢力に覇権を及ぼしていったのであろう。「魏志倭人伝」に「国々市あり。有無を交易し、大倭をしてこれを監せしむ」とある記事は、物資流通の掌握が権力の維持において重要であったことを示す。三角縁神獸鏡に代表される威信財の配布行為は必需物資の鉄原料の流通機構の掌握と裏腹の関係にあったことを確認すべきである。」²

と述べ、鉄素材の流通機構の掌握が権力の維持において重要であることを述べ、それを裏付ける事実として三角縁神獸鏡配布行為を取り上げ「前方後円墳体制論」を展開したのである。

これについて、村上恭通は、2001年「古墳出現前夜の「地域性」—生産・流通とその地理的・歴史的環境—」を發表し、論の末尾で

「ただし、次の二つの点を最後に確認しておきたい。一つは、ここまで述べてきた瀬戸内沿岸地域のなかに関西地方は含まれておらず、鉄器保有・生産における東部瀬戸内と関西との格差が依然としてあるということである。もう一つは古墳の副葬品の問題は別として、この時期をもってしても列島内で斉一的な鉄器の保有状況が見られないことから、前方後円墳の初期波及が鉄器の生産・流通といった物質的充足手段の動向とは連動していないという点である。」³

と述べ、都出の前方後円墳体制論に根本的な疑義を提示した。その一方で、村上はその論の前文で

「そして、鉄に関する地域的様相が明らかになればなるほど、それが他の材質の物質文化のあり方やさらには地域に潜在する人文的要因と連動している可能性を各地でいくとも考えさせら

1 岸本直文 1993 「三角縁神獸鏡研究の現状」『季刊考古学』43号

2 都出比呂志 1991 「日本古代の国家形成論序説—前方後円墳体制の提唱—」『日本史研究』343

3 村上恭通 2001 「古墳出現前夜の「地域性」—生産・流通とその地理的・歴史的環境—」『考古学研究』48-3

れ、地域的現出の多層的要因を考える必要を感ずるにいたった。これは利器における石と鉄の関連性という単純な問題ではなく、その他の遺物を含めた交流の必然性、恒常性を考慮せしめる多様な要因である。その多様な要因には当然のことながら人為的要因があり、本格的な農耕社会が成立して以降は、その首長の営為が反映されていたと考えられる。こういった考え方に關しては近藤義郎氏、都出比呂志氏、広瀬和雄氏、下條信行氏等をはじめとする先学の諸説を支持し、共同体の規制ないしは秩序が手工業生産や物流に反映されていると考える。こと当時の希少物資、特殊技能を必要とする生産物や地域の特産物の獲得には共同体の首長の関与は必須であり、その構成員の任意で物資が授受されたというような無秩序な考え方はとらない。」

と述べ、現代考古学の基本的考え方である

「本格的な農耕社会が成立して以降は、その首長の営為が反映されていた」

として

「共同体の規制・秩序が手工業生産や物流に反映されている」

と、前方後円墳体制論の限定的な否定に留めた。ここで村上は「王権」を使わず「共同体」の名称を使ったのである⁴。

2. 三角縁神獸鏡の製作地

鈴木は、2015年5月、「三角縁神獸鏡の仕上げ加工痕と製作体制」を著し、三角縁神獸鏡の最終仕上げ加工痕の分析から、各地の三角縁神獸鏡が出土古墳近くの地域で一括生産されたことを突きとめた⁵。さらにその工人らの「出吹き」によって生産が行われ、彼らの本貫の地を大和地域と推定した。この論考は、これまでの製作地論が型式学的方法から推定する状況証拠によるものに対して、実証的な証拠として最終仕上げ加工痕を取り上げたものである。つまり、小林行雄が提示した「三角縁神獸鏡中国製作説」ならびに「大和王権による各地豪族への下賜説」を覆すものである。

これによって、多くの考古学者が支持していた都出の前方後円墳体制論はその根拠の最も基礎的な部分を失うこととなった。いや、前方後円墳体制論だけではない。多くの考古学説が小林の三角縁神獸鏡下賜説に則って展開され、5世紀の甲冑、5、6世紀の馬具、5、6世紀の（装飾）大刀、

4 村上のこのこだわりについて、多くの研究者はあまり関知していない。時代は異なるが、例えば松尾充晶は、論の前提なしに「特定の工房とは、大王権や、あるいは王権の中核にあった有力氏族の直接的な影響下にある工人および工人集団を意味する。彼らの生産行為にある程度の自立性を認めるにせよ、それが独立した経済活動を行っていたとは考えられない。装飾付大刀に必要な限られた素材を入手する手段や、金銅を含む高度な金工・木工技術を保有する点からは、こうした大王権に直結した製作者が想定される。しかもその製品の出土分布がほぼ列島内全域にわたっていることから、その配与主体あるいは配与経路上に大王権や有力氏族があり、工房の所在も畿内周辺であろうという見解で一致をみている。」としているがこれは、村上の言う「こと当時の希少物資、特殊技能を必要とする生産物や地域の特産物の獲得には共同体の首長の関与は必須であり」とする。これは、高度な金工・木工技術は王権に依らなければもたらされないとの前提で語られたものであり、古代工人の存在の有様について考察されていない。村上の考えとほぼ同様で、「共同体の首長」を「大王権」と言っただけである。松尾充晶 2005 「第II章 装飾付大刀の表彰機能・氏族関係に関する研究」『装飾付大刀と後継者』上巻・上野・東海地域の比較研究』参照

5 鈴木 2015 「三角縁神獸鏡の仕上げ加工痕と製作体制」『河上邦彦先生古稀記念論集』（本書末尾に付録として掲載）

6, 7世紀の象嵌刀装具も多くの論考がヤマト王権からの下賜説を採用してきたと言えるだろう。また、韓国の考古学界では、新羅の冠や耳飾りが王権の威信を象徴する「威信財」としての評価が定着しているが、それらの根拠は小林の三角縁神獸鏡下賜説だと言われる。

しかしながら、三角縁神獸鏡自体は、先に挙げた岸本の論考でも示されたように、鏡研究者の間では必ずしも1993年当時「中国製説」は定説ではなかったのだ。それ以後、黒塚古墳から33面の三角縁神獸鏡が出土したり、桜井茶臼山古墳からその大半が破片ではあるが、三角縁神獸鏡26面、その他の鏡55面、総数81面の鏡が発見されたりした⁶が、中国製説が定説となるような「事実」は全く発見されることはなかった。それにも関わらず、考古学者達は中国製説を採った。そうした中で、鏡研究者の一人である岩本崇は、2013年「三角縁神獸鏡の分布が示すヤマト王権と西日本の勢力関係」の中で次のように述べた。

「三角縁神獸鏡の製作を日本列島のなかに求めることは、やや困難であるといわざるを得ないのである。その生産は、中国大陸の銅鏡と関連性を有しながらも、やや特異な位置にあったと考えるのが穏当であろう。」⁷

「穏当であろう」という曖昧な表現で中国製説の支持を述べるに留まっていた。確かに三角縁神獸鏡中国製説は現在の考古学界の多くを占める多数意見ではあるが、それを支持する人の大半は鏡研究者ではないのだ。鏡研究者がその根拠に疑問を呈している中で、鏡研究を専門としない考古学者達が積極的に中国製説を固めているこの現状をどのように考えたら良いのであろうか。学問は多数決原理で進行するわけではない。何よりも事実を積み重ねていくことが重要であり、それを「実証」という。実証の重視は多数決原理で流されてしまいがちな動きを止める意味もある。

3. 実証とは

近年、筆者はある論考に触れて、その実証が考古学界において危うい状態になりつつあることを実感したので紹介しておこう。その論考とは、広瀬和雄の「体系的な古墳時代像を求めて」である。その末尾で広瀬は、

「細かく細かくにたいして、広く広く歴史をみようという試行があってもいいだろう。困難な試みかもしれないが、分析と統合の繰り返し、体系的と個別的の往還としての考古学を、そろそろ意識的に試行してもよさそうだ。その場合、実証的ではない、との批判も聞こえてきそうだが、そもそも実証とは「もの」を集めて分類した事実の整理と同義ではない。テーマに関する多くの事実が、論理的かつ整合的に説明できることを言う。前方後円墳が造営された時代を、一つの独立した時代ととらえ、前方後円墳を駆使して歴史を組み立てる試み、古墳時代のなかのより多くの要素を整合的に解釈する、それを通時的、通地域的な視座をもって解釈する、そうした作業が古墳時代像の再構築にとって喫緊の課題である。」⁸ (傍点は筆者)

6 豊岡卓之・奥山誠義 2011「第2節 銅鏡」『桜井茶臼山古墳 第7、8次調査概要報告』（『東アジアにおける初期都宮および王墓の考古学的研究』榎原考古学研究所発行に所収）

7 岩本崇 2013「三角縁神獸鏡の分布が示すヤマト王権と西日本の勢力関係」『歴史読本』2013年12月号

8 広瀬和雄 2011「体系的な古墳時代像を求めて」『季刊考古学』117号

と述べる。筆者にとっては初めて聞く「実証論」である。論理的かつ整合的に説明できることが「実証」であるのなら、歴史物語を創作すれば良い。誰もが自分の歴史観に基づいて自分だけの世界を創り上げれば、「実証的」な歴史学が成り立つことになる。なんとも不可思議な「実証論」である。ここで2015年6月9日の朝日新聞朝刊の社説を紹介しよう。

(社説)「違憲」法制 政治権力は全能ですか

一瞬、聞き間違えたかと耳を疑った。

「現在の憲法をいかに法案に適用させていけばいいのか、という議論を踏まえて閣議決定を行った」。安全保障関連法案を審議する衆院特別委員会での、中谷元・防衛相の答弁である。

<中略>

憲法「を」法案に適用させる——驚くべき発言である。

言うまでもなく、憲法は日本の最高法規であり、憲法「に」法律を適用させなければならない。ところがいま、政府の方針を最上位に置き、それに合わせて法律をつくることで、実質的に憲法を変えてしまおうというまさかの事態が進行している。

<後略>

中谷防衛相はこの意見を後で撤回したが、立憲主義についてどのように学んだのだろうか？
はたまた広瀬氏は「実証」の語をどこで学んだのだろうか？

ちなみに実証とは「確かな証拠、確証」を意味し、また「事実により証明すること」とされている。広瀬氏は「実証」の語を「上手に説明できること」という解釈に変えたいと言っているのだろうか。

4. ヤマト王権の前方後円墳体制論から列島各地の前方後円墳文化論へ

都出の前方後円墳体制論は、古墳時代研究に大きな影響を与えた。都出は、古墳時代前期から列島内に国家が存在し、その代表的な勢力がヤマト王権であるとした⁹。中央集権的な解釈が広まり、考古学研究者達は、各地から出土する多くの金属製遺物を、威信財と位置づけ、ヤマト王権下賜説へと流れていった。

鈴木は、技術者が王権に従属するという王権論の立場には立たず、2014年には日本列島古墳時代に「渡来系工人ネットワーク」が存在¹⁰したことを指摘し、さらに2015年に「三角縁神獣鏡の仕上げ加工痕と製作体制」を発表し、そもそも三角縁神獣鏡のヤマト王権下賜説とそれによって誘導された「工人は王権に従属する」という考え方に異議を唱えた。とは言え、同論文で鈴木は、三角縁神獣鏡の鋳物師集団は現時点ではヤマト地域に住み、そこから各地の古墳の近くへ移動して「出吹き」で三角縁神獣鏡を製作したことを推定した¹¹。そうしたことから、ヤマト地域の前方後円墳は三角縁神獣鏡と共に各地に広まっていったことも認めなければなるまい。しかし、これまでの三角縁神獣鏡の中国製説やヤマト王権下賜説を基礎として、ヤマト王権と地域王権との政治的上下関

9 都出比呂志 1991 「日本古代の国家形成論序説—前方後円墳体制の提唱—」『日本史研究』343

10 鈴木勉 2014 「九州の円弧状なめぐりたがねと（渡来系）工人ネットワーク —江田船山銀象嵌銘鉄刀など円文を持つ鉄製品—」『文化財と技術』第六号

11 鈴木は、黒塚古墳から出土した33面の三角縁神獣鏡中、仕上げ加工が行われていない「鋳放し鏡」が20面あることを突きとめ、それらの鏡を原鏡あるいは原鏡に限りなく近い鏡と推定した。この数は他の古墳に比べて特に大きな数値である。三角縁神獣鏡製作集団の本拠地を黒塚古墳の近くのヤマト地域に想定した。このことについては、鈴木勉 2015 「三角縁神獣鏡の仕上げ加工痕と製作体制」『河上邦彦先生古稀記念論集』に詳述している。参考にされたい。

係において語られることが多かった古墳時代論は、大きな転換点を迎えたと言うべきであろう。

いま、わが国の考古学は、日本書紀や古事記に代表される文字で描いた世界に従って解釈が進んでいると思われる。ところが、日本書紀の成立年は8世紀の初頭であり、それより数百年を遡る日本列島の古墳時代の文字による記述を検証せずに信ずるわけにはいかない。

古墳時代に栄えた各地の王権¹²の中で、文字の定着を見たのは6世紀半ばのヤマト王権のみであったことは、ヤマト以外の地域王権から見れば歴史学的に「不幸なこと」であったと言わざるを得ない。7世紀末に編纂が始まった日本書紀は、まさにヤマト王権に都合の良い筋立てを作って古墳時代の初期からヤマト王権が日本列島を支配していたかのような記述となったのであろう。つまり、ヤマト王権に文字が持ち込まれる6世紀半ば以前までは、各地の地域王権にそれぞれの歴史があり、すべてが口述伝承で語り継がれていたことを思い起こさなければならない。各地の地域王権が口述伝承で有していた各地の歴史は、僅かにその片鱗が日本書紀や風土記内に残ったとしても、そのほとんどが消えてしまったと考えることができよう。「ヤマト王権の歴史」を「日本列島の歴史」と勘違いしている人にとってみれば、全く通じない記述であるかもしれない。

しかし、考古学は出土遺物から歴史を明らかにすることが出来る学問であるのだから、「ヤマト王権の歴史」からは消えてしまった各地域の歴史を明らかにすることが出来るはずである。ところが、現在の考古学ではヤマト王権の歴史を物語るものばかりになってしまったかのように感じられる。日本考古学も歴史学の内の一学問であるのだから、そもそも文献によってその基本を形作るヤマト王権の歴史学の影響を受けざるを得ないことは認めてもよい。しかし、日本列島の歴史がすなわちヤマト王権の歴史だと考えてしまうことは、考古学であるからこそ避けたいと思う。

また、政治史だけが考古学だと信じている研究者も多々存在する。彼らは主として王権を論じようとするからだ。近年は王権を論じなければ考古学に非ずとの勢いさえ感じられることもある。考古遺物、それも古墳出土品からは、論じやすいのは確かに王権論であろう。古墳は古代の「力を持つ者」の墓だからだ。しかし、それではいけない。

ここで、政治的枠組みの「前方後円墳体制論」という古墳時代観はひとまず横に置いて、地域の暮らしぶりを復元するために考古遺物を再評価することを提案したい。つまり「前方後円墳文化論」の提案である。今一度考古学の原点に立ち戻って、実証的な調査・研究の進展を求めたい。

12 もちろん各地において「王権」が成立していたかどうかについても、さらに詳細な議論が求められる。

文化財と技術 第7号

2015年12月1日 印刷

2015年12月1日 発行

編集	鈴木 勉
発行	特定非営利活動法人 工芸文化研究所 所長 鈴木 勉
発行所	特定非営利活動法人 工芸文化研究所 所長 鈴木 勉 東京都台東区根岸5-9-19 (〒110-0003)
印刷	千葉刑務所 千葉県千葉市若葉区貝塚町192 (〒264-8585)